

犯罪被害者等に対する公費負担要領の一部改正について（例規）

令和3年3月1日付け秋本務第140号 会第114号

1 趣旨

犯罪被害者又はその遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対する初診料（性犯罪被害の場合は、負傷に伴う初回処置料を含む。）、診断書料、死体検案書料、鑑定検査料、性感染症検査料、緊急避妊費用、人工妊娠中絶費用、カウンセリング費用、ハウスクリーニング料及び遺体搬送費用の公費負担の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象事件

- (1) 殺人事件
- (2) 致死傷に係る事件（過失事件を除く。）
- (3) 強制性交等事件
- (4) 強制わいせつ事件
- (5) 道路交通法第72条第1項前段に定める救護措置義務に違反した事件
- (6) 警察署長等が必要と認める事件

3 公費負担を行わない場合

- (1) 性犯罪被害以外の場合
 - ア 犯罪被害者等と加害者との間に親族関係があるとき
 - イ 犯罪被害者等が当該犯罪行為を教唆、幫助、誘発、容認したとき
 - ウ 犯罪被害者等が当該犯罪行為に関連した著しく不正な行為をしたとき
 - エ 犯罪被害者等が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又は集団に属していたとき
 - オ 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき
 - カ カウンセリング費用については、初診日から3年を経過したとき
 - キ その他社会通念上公費負担することが適当でないと認められるとき
- (2) 性犯罪被害の場合
 - ア 犯罪被害者等が公費負担を希望しないとき
 - イ その他社会通念上公費負担することが適当でないと認められるとき